Atsumi & Sakai Newsletter
JAPAN
NEW YORK
LONDON
FRANKFURT
BRUSSELS
HO CHI MINH

2026 年 11 月 2 日
No. FIN_028

米国 GENIUS Act 施行に向けた OCC 最終規則の概要
―主な規定と実務上の留意点―

執筆者：弁護士/ニューヨーク州弁護士 トラブカー二玲子

1. はじめに

2025年7月に成立した米国のステーブルコイン法制GENIUS Act[1]（以下「本法」）について、2026年10月21日、米国通貨監督庁（以下「OCC」）は、本法を実施するための最終規則（以下「本規則」）を発表しました[2]。本規則は、OCCが2026年2月25日に公表し、同年3月2日に連邦官報に掲載された規則案（以下「規則案」）[3]へのパブリックコメントを踏まえたもので、本法と同じ2027年1月18日に施行されます。本法については2025年8月25日のニューズレター（「米国初の包括的ステーブルコイン法制 GENIUS Actの概要」）をご参照ください。

本規則は、OCCの監督下にある決済ステーブルコインの発行者、米国で流通する外国発行者及び一定のカストディ業務について、準備資産、償還、資本、登録手続等の具体的な要件を定めるものです。なお、マネー・ロンダリング防止及び経済制裁に関する規律は、別の規則制定手続で扱われます[4]。本稿では、規則案からの主な変更点と、日本の金融機関・事業会社に関わるポイントに絞って解説します。

[1] Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act, Pub. L. No. 119-27, 139 Stat. 419 (2025)（主として 12 U.S.C. §§ 5901–5916 に編入）、https://www.congress.gov/119/plaws/publ27/PLAW-119publ27.pdf

[2] OCC News Release 2026-92（2026 年 10 月 21 日） https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2026/nr-occ-2026-92.html 及び最終規則原文 https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2026/nr-occ-2026-92a.pdf

[3] 本規則注釈 5、91 FR 10202（2026 年 3 月 2 日）

[4] 本規則注釈 7、91 FR 37840（2026 年 6 月 24 日）

©Atsumi & Sakai 2026

2. 規則案からの主な変更点

本規則は、全体として規則案よりも原則ベースの柔軟な規律に移行する一方、準備資産を常時1対1以上で保有する義務などの中核的な要請は維持し、ストレステスト等の新たな要件を加えています。主な変更点は以下のとおりです。

論点	規則案	最終規則
利息・利回りの禁止	関連会社等を通じた一定の支払を違反と推定（反証可能な推定）	推定規定を削除し、個別に判断[5]
大量償還時の対応	24時間で発行残高の10%超の請求があれば、償還期限を7暦日に自動延長	自動延長を削除。OCCへの通知と延長申請の仕組みに変更[6]
準備資産の流動性	日次10%、週次30%、加重平均残存期間20日等の定量基準（これを必須とする案と、原則ベースの要件のセーフハーバーとする案の2案を提示）	流動性の定量要件を、随時引出可能な預金等で準備資産の5%以上を保有する要件に簡素化し、原則ベースの管理と組み合わせる方式に変更[7]
準備資産の集中規制	同一の適格金融機関への預金・カストディ等のエクスポージャー合計を準備資産の40%以下	取引相手ごとに40%以下（米国政府、所定のカストディアン等を除外）[8]
ストレステスト等	明示的な要件なし	定期的なストレステストと、必要に応じたバッファー保有を新設[9]
最低資本	500万ドルの下限は開業初期のみ	500万ドルの下限を恒久化[10]

[5] 12 CFR 15.10(c)(4)

[6] 12 CFR 15.12(d)

[7] 12 CFR 15.11(c)

[8] 12 CFR 15.11(c)(2)(ii)及び(d)

[9] 12 CFR 15.11(a)(3)及び 15.13(a)(9)

[10] 12 CFR 15.41(a)

©Atsumi & Sakai 2026

利息・利回りの禁止：本法は、発行者が保有者に対し、ステーブルコインの保有・使用・保持のみに関連して利息・利回りを支払うことを禁止しています。規則案はこれを補強するため、関連会社等を通じた一定の支払を違反と推定する規定を置いていましたが、本規則はこれを削除しました。申請審査や監督を通じ、取引の実質と個別の事実関係に即して判断する方針の表れと解釈することもできます。「利息」「利回り」「支払」の定義は置かれず、既存のリワードプログラム等についてのセーフハーバーも特段設けられていません。

大量償還時の対応：規則案の自動延長は、かえって取付けを加速させかねないとの指摘を受けて削除され、2営業日以内の償還義務が維持されました。ただし、償還義務は請求の受領に加え、合理的な顧客受入手続及びその他の法的条件が満たされた時点で生じ、送金処理を完了して送金を開始した時点等で償還が行われたものとされます。発行者は、ブランドごとに24時間で発行残高の10%を超える償還請求を受けた場合には24時間以内にOCCへ通知し、償還期限の延長を申請することができます。

3. 実務上の主なポイント

(1) 外国発行者（FPSI）

日本法に基づき設立された事業体が本法上の決済ステーブルコインを発行する場合、本法上の外国発行者（“foreign payment stablecoin issuer”、以下「FPSI」）に該当します。FPSIが本法の禁止規定の適用を免れるには、①米国財務省による本国規制の同等性判定、②OCCへの登録、③米国顧客の流動性需要を満たす準備資産の米国法又は州法に基づき設立された適格金融機関での保有（米国財務省が設ける相互承認の取決めにより別段の扱いが認められる場合を除く）、④所在国が米国の包括的経済制裁の対象でなく、かつ米国財務省により主要なマネー・ロンダリング懸念のある法域と指定されていないこと、の全てを満たす必要があります[11]。①の同等性判定は、OCCの登録とは別の米国財務省の手続です。

また、デジタル資産サービス提供者がFPSIの発行するコインを米国内の者に提供・販売できるかについては、上記の要件に加え、発行者が適法な命令等に従う技術的能力を有し、かつこれに従うことなどを定める本法Section 3(b)(2)の要件も問題となります。この点については、米国財務省が規則案を公表しています[12]。

[11] 本法 Section 18(a)及び 12 CFR 15.31(a)

[12] 本法 Section 3(b)(2)及び本規則注釈 23・177、米国財務省規則案 91 FR 53368、53371（2026 年 8 月 18 日）

©Atsumi & Sakai 2026

本規則は、OCCへの登録について、所定の申請要件を満たす申請は、OCCが書面で却下しない限り受領後30日で承認されたものとみなす一方、安全かつ健全な業務運営能力を審査要素に加え、条件付き承認も可能としました[13]。準備資産の保有要件については、例えば「米国内に所在する保有者の保有額が発行残高の50%未満である旨を表明し、発行残高の50%以上に相当する準備資産を米国法又は州法に基づき設立された適格金融機関で保有する」方法など、複数の充足方法が示されています[14]。ここでいう米国の金融機関は米国法又は州法に基づき設立された機関に限られ、外国銀行の在米支店は含まれません。登録後は、原則として国内の発行者と同様の報告・検査に服し、利息・利回りの禁止も適用されます[15]。

(2) その他留意点

準備資産の適格性：OCCの監督下にある認可決済ステーブルコイン発行者（permitted payment stablecoin issuer、以下「PPSI」）の準備資産として認められる類型は、米国通貨・FRB預け金、被保険預金取扱機関（その外国支店等を含む）における随時引出可能な預金等、残存期間93日以下の米国債、一定のレポ・リバースレポ取引や所定の適格資産のみに投資する登録投資会社等の証券（政府型マネー・マーケット・ファンド等）に原則として限定列挙されています。その他の資産も、OCCが承認した同程度に流動性の高い連邦政府発行資産に限られるため、資産の種類、預入先および取引条件に注意が必要です[16]。

リワード・インセンティブ設計：前述の通り、関連会社等を通じた一定の支払を違反と推定する推定規定は削除されたものの、提携先を通じた還元策や役務の対価を含め、取引の実質と個別の事実関係に基づく慎重な検討が必要です。OCCは、発行者の代理人が発行者に代わって専ら保有・使用・保持に関連して行う利息・利回りの支払も禁止の対象となる旨を本規則の全文で述べています。

「発行」と「募集・販売」の区別：本法は、米国での発行と、デジタル資産サービス提供者による米国内の者への募集・販売を別個に規律しています[17]。適用開始時期も異なり、Section 3(a)の発行規制及びSection 3(b)(2)の外国発行コインに係る適法な命令等への対応要件は2027年1月18日から、Section 3(b)(1)の提供・販売に係る一般的な発行者要件は2028年7月18日から適用されます。日本で

[13] 12 CFR 15.32

[14] 12 CFR 15.31(a)(3)

[15] 12 CFR 15.31(b)及び(c)

[16] 12 CFR 15.11(b)

[17] 本法 Section 3(a)、(b)及び 20、米国財務省規則案 91 FR 53368（2026 年 8 月 18 日）

©Atsumi & Sakai 2026

発行された決済ステーブルコインを米国内で提供する場合には、発行の場所・相手方、提供主体および提供行為に応じて、発行規制、提供・販売規制ならびに外国発行者に関する規定の適用を検討する必要があります。なお、「米国内での発行」の具体的な判断基準に関する米国財務省の規則は、本稿時点で最終化されていません。

(3) 施行と移行措置

本規則には、既存発行者に対する一般的な適用除外は設けられていません。所定の申請者は、施行日までに実質的に完備したPPSI承認申請が係属している場合、当該申請に係る発行者に適用される本法・本規則上の要件について、waiverを申請することができ、OCCは、施行日から最長12か月のwaiverを認めることができます。FPSIの登録申請者は、同項に申請者として列挙されていません[18]。

4. 結び

本規則により、本法の原則のうちOCCの管轄事項について、具体的な監督要件が示されました。他方、GENIUS Actの実施に関しては、OCC以外にも規則制定等を担う当局が存在し、本稿執筆時点で、FRB、FDIC、NCUA、財務省、FinCEN及びOFACに関する関連規則の一部は、なお規則案の段階にあります[19]。各規則の最終的な内容及び適用時期については、今後の各当局による発表を確認する必要があり、米国市場への参入や米国の発行者との取引を検討する日本の金融機関・事業会社においては、関連当局の動向を注視することが望まれます。

[18] 12 CFR 15.30(g)、OCC Bulletin 2026-51（2026 年 10 月 21 日）

[19] 規則案の公表状況（2026 年 10 月 27 日時点）：FRB, 91 FR 61580（2026 年 9 月 29 日）；FDIC, 本規則注釈 51、91 FR 18534（2026 年 4 月 10 日）；NCUA, Federal Register Document No. 2026-09915（2026 年 5 月 18 日）；本規則注釈 177、91 FR 53368（2026 年 8 月 18 日）；FinCEN/OFAC, Federal Register Document No. 2026-06963（2026 年 4 月 10 日）。

©Atsumi & Sakai 2026

執筆者

弁護士/ニューヨーク州弁護士　トラブカーニ玲子
（アソシエイト、第二東京弁護士会及びニューヨーク州弁護士会）
Email: reiko.torabkhani@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　ファイナンスプラクティスチーム
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方はニューズレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）

大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16 階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2 丁目 12-1　天神ビル 10 階

ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036

ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom

フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2–4,
60306 Frankfurt am Main, Germany

ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium

ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

©Atsumi & Sakai 2026